

二宮町議会ハラスメント根絶条例の骨子(案)について

1. 条例制定の背景

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、ひいては議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながります。ハラスメントを無くそうという動きが一般にあるなかで、さまざまなハラスメントが起こっている状況があります。

町議会では、「政治倫理規定要綱」を定めていますが、ハラスメントの防止まで踏み込むものではありませんでした。町民の負託に応える的確な議会運営を実現するためには、議会内におけるハラスメントを根絶し、事案に対応することができる条例が必要という認識に至りました。

また、議員から職員に対する不当な圧力があつては、行政運営を阻害することになります。議会の責任として、この点についても対象範囲に含めることとしました。

議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めること、ハラスメントの恐れがあつた場合の相談・調査体制の確立、防止のための研修などを通して、その根絶に努め、信頼される議会の実現を目指します。

2. 条例で定めること

目的 本条例は、二宮町議会議員間および町職員と議員間におけるハラスメントの根絶のために必要な事項を定め、町民から信頼される町政及び町議会の実現に資することを目的としています。

議員の責務

- 地方自治の本旨に従い、使命達成に努める。
- 疑惑の解明と、責任の明確化に努める。
- 自らがハラスメントをしないこと、職員に対するハラスメントを見たときは、慎むよう指摘する。

申出

- 代表者会議の構成員（正副議長、議会運営委員長、基本条例推進委員長）、事務局が窓口となる。
- 文書によって申し出る。

調査

- 代表者会議は、事情聴取・事実確認を行ない、議会全員協議会の協議のうえ、調査委員会の設置を決定する。

調査委員会

- 議会が付託し、第三者の立場から、ハラスメント事案についての調査を行なう。
- 委員長が調査結果を議長に報告。
- 構成：弁護士または司法書士、学識経験者、議長または議員 の4名以内

発表

- ハラスメント行為と氏名の公表

研修

- ハラスメント防止のための研修を実施

個人情報の保護

- 申出者、訴えをうけた者の双方のプライバシーは守られる。

3. その他

本条例は、令和6年第4回二宮町議会定例会（12月）への上程を予定しています。

〈参考〉・施行規定で定めること

- ・ハラスメント事案発生時の流れ
- ・二宮町議会ハラスメント根絶条例（案）